髙和果公報

発 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示

ページ

○土地収用法に基づく事業の認定

(用地対策課)

놐

H

高知県告示第514号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

会和元年11月29日

高知県知事 尾﨑 正直

1 起業者の名称

香美市

2 事業の種類

香美市立山田小学校児童クラブ施設整備事業

- 3 起業地
- (1) 収用の部分

香美市十佐山田町西本町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

令和元年10月7日に香美市から申請があった香美市立山田小学校児童クラブ施設整備事業(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について本件事業は、香美市立山田小学校(以下「山田小学校」という。)の児童が主に利用している児童クラブ(以下「既存クラブ」という。)に新たな児童クラブを合わせて、山田小学校の敷地及び一部民有地に整備することにより、保護者の仕事と子育てとの両立のための環境整備及び児童の健全育成の充実を図るものであり、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に係る事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業の起業者である香美市は、地方公共団体であ り、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措 置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を 有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
- ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について 香美市では、第2次香美市振興計画において、仕事と 子育てとの両立のための環境整備及び児童の健全育成の

子育てとの両立のための環境整備及び児童の健全育成の 充実を課題として、放課後児童健全育成事業に取り組ん でいる。

本件事業の対象となる山田小学校は、香美市内の小学校の中で最も児童数が多く、既存クラブには122人の児童が利用の登録をしている。その登録者数は、年々増加傾向にあり、現時点において、新たに利用を希望する児童を受け入れることが困難な状況となっている。

また、既存クラブは、山田小学校から約400メートル離れた場所にあり、これらの間には狭隘な歩道及び国道の横断が必要な箇所があるなど、一般的な児童クラブに比して、移動の際の事故等が発生する危険性が高い状況がある。こうした事情のため、既存クラブの利用を諦める児童もいることから、早急な対応が求められている。

更に、高知県放課後児童クラブ設置運営基準(以下「設置運営基準」という。)において、児童の生活スペースとして、児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上の面積を確保することが望ましいとされている。しかしながら、利用の登録をしている児童122人に対して、既存クラブの施設として使用している旧山田保育園の面積は、約122平方メートルであるため、設置運営基準を満たしていない。また、旧山田保育園は、昭和47年に建築された建築物であるため老朽化も進行しており、新耐震基準(昭和56年6月1日以降に建築確認を受ける建築物に適用される耐震基準をいう。以下同じ。)についても適合していない状況にある。

加えて、既存クラブには駐車場がなく、民間の駐車場を8台分借り上げて対応しているが、しばしば送迎車が 既存クラブ前に路上駐車をしているため、通行の妨げと なっている。

こうしたことを踏まえ、香美市は、山田小学校の敷地の一部を利用し、隣接する民有地を取得した上で、新たに児童クラブ用の施設を建築し、既存クラブと合わせて新たな児童クラブ及び駐車場を整備することとしたものである。

本件事業の実施により整備する新たな児童クラブは、 設置運営基準及び新耐震基準に適合し、また、受入れ可能人数も増加することとなる。更には、山田小学校と新 たに整備する児童クラブとの移動距離が短縮されること により、児童の安全性の向上が図られ、児童の健全育成 及び保護者の仕事と子育てとの両立の支援が図られるこ とが期待される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共 の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業における環境影響評価については、環境影響 評価法 (平成9年法律第81号) に定める対象事業の要件 に該当しないため、環境影響評価を実施しないが、大気 汚染、騒音、水質汚濁、震動等については最大限の配慮 を行うことから、周辺環境への影響は極めて少ないもの と考える。

希少野生動植物については、高知県希少野生動植物保護条例(平成17年高知県条例第78号)により、起業者が特に保護を図る必要があると認められる11種並びに高知県レッドリスト(動物編)及び高知県レッドリスト(植物編)に掲載のある動植物は確認されなかった。

なお、本件事業の施行に際しては、起業地に生息する 動植物への影響を最小限に抑えるため、十分な配慮を行 うものとしている。

また、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定 する周知の埋蔵文化財包蔵地については、存在しないこ とを確認している。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益 は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業に係る起業地は、児童の健全育成に適した施設環境を確保することを念頭に、学習、集団活動等クラブ活動が適正に行えること、児童の安全性及び保護者の利便性の確保等の観点を考慮し、山田小学校の敷地内を含む山田小学校の近接地3箇所を候補地に選定した上で、それぞれの周囲の環境への影響及び早期の整備の実現性を総合的に比較検討した結果、最も適地であると判断される。

このことから、本件事業に係る起業地が最も適切であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる 利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得ら れる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ るとともに、ウで述べたように、本件事業に係る起業地 は、他の候補地と比較して最も適切であると認められ る。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要

件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
- ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本件事業は、山田小学校から児童クラブへの移動の際の危険性及び南海トラフ地震等による建築物の倒壊等の危険性が低減されることから早期の整備が望まれるところであり、また、落ち着いた学習環境の確保及び遊び等の集団活動が可能になるため、児童の自主性及び社会性を育み、その健全な育成を図ることができる場として整備する意義は高いものと考えられる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性 は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画 に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲に止められており、合理的であると認められる

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の 規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 香美市役所 Ο.